

返戻金制度について

当行の職業紹介により就職した求職者が自己都合により退職した場合、または求職者の責めに帰すべき理由により解雇された場合は、求人者から支払われる紹介手数料のうち、以下の割合で計算された金額を返戻する制度があります。

1. 入社後 1 カ月以内に退職した場合は 80%に相当する金額
2. 入社後 3 カ月以内に退職した場合は 50%に相当する金額

許可番号 09-ユ-300262

事業所の名称及び所在地 株式会社栃木銀行 法人営業部

栃木県宇都宮市西 2-1-18 本店 4 階